

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第13号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第13号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第13号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。

専決処分書をお開きください。

物損事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。2万7,951円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和2年7月17日午後2時30分頃、道路のり面の除草業務を行っていたときにはね上げられた石が、信号待ちをしていた車の左後部座席のガラスに当たり破損したものでございます。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 損害賠償については別に何も言うことはございませんけれども、この文書について、我々が子供の頃は学校で、いつどこで誰が何をどうしたかというのがあるわけだね、条件とすれば。これを見ると、のり面で除草業務をしてはねたから金を払った、車が傷んだと。どこでやったんですか、どの方がやったんですかと、名前までは別に必要ございませんけれども、何団体でこういうことがあったんだと、どこでやったんだというくらいは載せるべきではないでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） まず、場所でございますけれども、旧役場庁舎跡地のところの、町道大ケ口線と県道の交じる交差点付近の旧大槌町役場側のほうののり面の除草作業を行っていたときに、当町役場職員が作業していたものが、信号待ちをしていた車のガラスを破損したというものでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第13号を終わります。

○

日程第2 報告第14号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第14号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第14号健全化判断比率の状況の報告について。

別紙、令和元年度健全化判断比率の状況をお開きください。

左上段を御覧いただきたいと思います。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債費比率は12.2%。将来負担比率は該当ありません。資金不足比率も該当ありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、普通交付税の減額等により対前年比1.5ポイント増の12.2%となっております。将来負担比率については基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計はありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第14号を終わります。

○

日程第3 議案第55号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第55号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第55号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

大槌町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、阿部義正君及び13番、芳賀 潤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。議会事務局長。

（点呼）

（各員投票）

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の12番、阿部義正君及び13番、芳賀 潤君の立会いをお願い

いたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を議会事務局長から報告させます。

○事務局長(西澤勝広君) 開票結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

---

○

日程第4 議案第56号 大槌町表彰審査委員会設置条例の制定について

○議長(小松則明君) 日程第4、議案第56号大槌町表彰審査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長(三浦大介君) 議案第56号大槌町表彰審査委員会設置条例の制定について説明させていただきます。

本条例は、執行機関の附属機関としての要件を満たすため条例を制定しようとするものであります。

次のページの条例を御覧願います。

第1条では設置根拠を規定しております。

第2条は委員会の所掌事務、第3条では委員会の組織について規定してございます。

第4条は委員の任期、第5条では委員会の会議についての規定、第6条は庶務、第7条では委任についてそれぞれ規定してございます。

なお、附則といたしまして、当該条例は公布の日から施行いたしまして、令和2年4月1日から適用するものと規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません。委員の人数とか、組織についてどのように考えているかをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 委員会の現状の組織でございます。各種団体の方々にお願いしてございまして、町長を含め7名の方々にお願いしてございまして。大槌商工会の会長、町議会の議長、花巻農業協同組合の大槌町担当理事、社会福祉協議会の会長、大槌町教育委員会の教育長、そして新おおつち漁業協同組合の組合長、以上7名の方々にお願いをしております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第56号大槌町表彰審査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第57号 大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第57号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第57号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について御説明させていただきます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に対し特殊勤務手当を支給するため条例を制定しようとするものであります。

次のページの条例を御覧願います。

第1条は条例の趣旨を規定しております。

第2条は防疫等作業手当の支給、第2項では当該手当の額を規定しております。

第3条は当該手当の支給方法、第4条では委任について規定しております。

附則といたしまして、当該条例は公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第57号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第58号 大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第58号大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第58号大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料2枚目の本文を御覧願います。

条例の内容についてですが、第1条は大槌町地域包括支援センター運営協議会の設置目的としまして、適切な運営、公正で中立的な運営の確保その他センターの運営支援を図ることを規定しております。

第2条はセンターの所掌事務についてでございます。

第3条は構成委員等と分科会の設置についてであります。

第4条は委員の任期でございます。

第5条は会長及び副会長の設置についてであります。

第6条は運営協議会の招集時、会議の運営上の規定を定めるものであります。

第7条は運営協議会は第2条各号に規定する事務に関し協議した内容について、必要がある場合は、町長に対し意見を具申することができることを規定するものであります。

第8条は運営協議会の事務局の事務を規定するものであります。

第9条は補則でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から運用することを規定するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 条例に関して1点お伺いいたします。

昨日の一般質問などにおいても、条例の内容の大事さというのを私も大変痛感しております。その観点からお聞きいたしますが、この協議事項に関しての明記がないわけでございます。恐らくこの所掌が4点、所掌事務ということで4点、業務内容というのが挙げられていると思うんですが、協議に関しての事項の明記がないということで、どのような協議事項があるのか、今分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 菊池議員の質問にお答えします。

所掌が一応4つあるんですけども、包括支援センターの協議会につきましては年2回定期的に開催しておりまして、6月ぐらいに決算が終わった内容の説明とか、あと12月あたりに次年度の予算が出来上がったときにこの委員の方々に説明するということが大まかな内容でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） いろいろ他の自治体のこの協議内容などを見てみると、評価であったり、あるいは活動等を見返していろいろ協議するとか、またこのケアシステムの構築であるとか、そういう内容が明記してあるんですね。もう少し分かりやすく、この条例の中でなくても結構ですので、ホームページなど広報であるとかそういう部分でいろいろ周知していただければと思います。これは要望でございます。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私もこの条例に関して1点。

例えば第6条の会議で、運営協議会は町長が招集するとなっているんですよね。第4項は会長は会議の運営上必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めることができるという。この協議会の構成委員には町長が入っていないんですけれども、これはどういうことなんですか。さっきの条例のときには、表彰だったかな、町長及びほかの者をお願いするとかという話なんですけれども、これを見ると入っていないのに招集権者が町長になっていて、会長も副会長もいて、会長が別な人も呼べるようになっていて、その関係をちょっと説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 大丈夫ですか。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 芳賀議員の質問にお答えします。

委員はこの12名の方をもって構成するんですけれども、運営協議会の委嘱を町長がしておりまして、招集は一応町長で招集しているということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 設置義務者というか設置権限が町にあるので、町の代表である町長がその権限を担っていると。協議会に入ったときの話し合いとかそういう部分については会長、副会長を選定してやるという話でよろしいんですね。はい、了解しました。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第58号大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第59号 大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第59号大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。



提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） それでは、議案第59号大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料の条例本文を御覧願います。

条例の内容ですけれども、第1条は大槌町老人ホーム入所判定委員会の設置について規定しているものでございます。

第2条は委員会の事務所掌についてでございます。

第3条は委員会の組織と任期について規定するものでございます。

第4条は委員会の委員長についてでございます。

第5条につきましては会議の運営について規定しているものでございます。

第6条は入所措置の判定について措置基準を定めるものでございます。

第7条は委員会の町長への報告義務について規定するものであります。

第8条は庶務の所管を規定するものであります。

第9条は補則であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

よろしく御審議いただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第59号大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第60号 大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第60号大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 議案第60号大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の議案資料2枚目の条例本文を御覧願います。

条例の内容についてですが、第1条は地方自治法の定めにより大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金の交付に係る審査を行う町の附属機関として委員会を設置する旨を規定するものでございます。

第2条は委員会の所掌事務について規定するものであります。

第3条は委員会の組織構成について規定するものであります。

第4条は委員の任期について規定するものであります。

第5条は委員長及び副委員長の設置について規定するものであります。

第6条は委員会の招集等会議の運営について規定するものであります。

第7条は委員会の庶務の処理について規定するものであります。

第8条は本条例に定めるもののほか必要な事項の委任について規定するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することを規定するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 1点だけ確認させていただきたいんですが、第3条の組織の（3）その他町長が必要と認めた者とありますけれども、例えば具体的にはどういう方々をこの必要と認めた者として任命されるのでしょうか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 第3条の委員会の組織についてお答え申し上げます。

まず、現状の委員会の構成でございますが、芸術文化協会の会長、体育協会の会長、それから町担当職員といたしまして小職コミュニティ総合支援室長の3名で構成されているところでございまして、この（3）のその他町長が必要と認めた者に、いずれ現構成員といたしましてはこの（1）に該当する方々によって組織しているところでござい

ますが、この（３）につきましてはそのほか必要が生じた場合に別途この（１）、（２）以外の方が必要となる場合に、別途これを委員として委嘱するというところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○２番（白澤良一君） ちょっと今、組織人数は何人と言いましたっけ。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 現状は３名で構成しております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○２番（白澤良一君） そうすると、（１）、（２）はそういう関係者ということになるんでしょうか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 現状の委員の構成としては、（１）と（２）の方で構成していることになっております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○７番（東梅 守君） 私も同じところで質問させていただきます。

よく出てくるのが、その知識経験を有する者とあります。この知識経験の基準をどういう形で定めているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 委員の選出に当たっての基準というところでのお尋ねでございます。

こちらの補助金の事業趣旨が、町民と行政との協働によるふるさとづくりの活動推進のため、町内会、自治会等が創意と工夫により実施する事業に要する経費に対して補助をしているものでございまして、こうした活動をするに当たり、必要な知識経験を持つ関係団体の会長さんを中心に選任しているところでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第60号大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第9 議案第61号 大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第61号大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第61号大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正前、下線部分の規定、（昭和50年訓令第1号）部分を、改正後、下線部分となります、設置条例（令和2年条例第 号）に改正するものであります。

附則としまして、当該条例は公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第61号大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第62号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第62号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第62号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

当該条例につきましては、改め方式による一部改正となっておりますことを御了承願

います。

資料の別表を御覧願います。

別表の表内の下線部分につきましてが今回の一部改正部分となっております。

なお、附則といたしまして、当該条例は公布の日から施行いたしまして、令和2年4月1日から適用させていただくものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 1点だけ質問させてください。

この中の環境審議会の委員報酬の改正案が日額3,000円となっております。この環境審議会委員の現状の報酬というのは幾らなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。

現状も3,000円の運用で行っております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ちょっとすみません。現状が3,000円を、3,000円に変える。だったら、改正する意味がないと思うんですけども。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 提案理由の中身というか、全員協議会でも御説明申し上げましたけれども、今まではこの非常勤特別職という部分につきまして要綱とかそういったもので支払いますという形で運用してまいりましたが、国のほうから平成29年の改正に伴いまして国の法律または条例で規定しないと非常勤特別職の報酬を支払いしては駄目ですという改正を受けましたので、今まで要綱とかで設置していたものを改めて条例に規定をし今回の一部改正も行っているという状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、私、勉強不足で申し訳ありません。実はこのように設置しているんであって報酬を支払っているのであれば、この委員会というのを、環境審議会委員をもっともっとフル活用して活動させていただいて、大槌町のすばらしい環境をPRするように努めていただきたいと思います。直近で、要綱でも構わないですけども、直近でいつ頃お支払いした経過があるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。

定かな年度はちょっとあれなんですけれども、環境基本計画、そういうものを作成した年度が平成17年当時にやっておりますので、その当時には執行があると思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第62号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第63号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第63号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第63号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

まず、大槌町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月28日開催の第2回臨時会において専決処分の御承認をいただいているところでありますが、今般改正におきまして、令和元年度に遡及適用の必要が生じる可能性が予想されますことから、附則に文言の追記をして、当条例の適用は今年度分のみとなることを明確にするものでございます。

次に、新旧対照表を御覧ください。

大槌町介護保険条例（平成12年大槌町条例第4号）の一部を次のように改正いたします。

改正する部分は附則のみでございます。施行期日としまして、1 この条例は、令和2年4月1日から施行する、を追記いたします。

続きまして、経過措置、2 この条例による改正後の大槌町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による、と追記するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第63号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第64号 大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第64号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第64号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

本条例は、防災集団移転促進事業により買収した土地を有効活用し産業集積地として活用するため、所要の改正をしようとするものでございます。

第1条では、産業集積地のほかに町長が必要と認める土地を追加し、使用等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、本条例における用語の定義を規定してございます。第3号に町長が必要と認める土地の定義を追加するものでございます。第4号、第5号は第3号追加による号番号の修正等でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっと1点だけ。

この中に、町長が必要と認める土地を今回この改正後の案として入れたという、その意図はどういうことを、どういう土地を必要と認めるということで提案したんでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほど御説明したとおり、防災集団移転促進事業により買収した元地、跡地等を想定してございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第64号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第65号 大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第65号大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 議案第65号大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

設置の第1条、下線部につきまして、国際的視野で考え地域で行動するという文言に変えるものでございます。

また、追記といたしまして、人材育成事業第6条及び審査会委員の設置第7条につきまして追記するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用す



るものでございます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第65号大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第66号については地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時46分

○

再 開

午前10時47分

○副議長（芳賀 潤君） 再開します。

議長を交代しました。

日程第14、議案第66号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。普通河川生井沢川河川改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。9,680万円。

4、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組代表取締役小松康朗です。

次のページをお開きください。

入札執行年月日は、令和2年8月26日です。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている町内業者のうち、土木A級、B級で登録されている業者。

入札参加業者は記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町小槌第26地割地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日から令和3年3月31日までです。

実施理由は、本工事は、豪雨によって過去数度にわたり被災している普通河川生井沢川について、河川改修（流路切替）工事を実施し再度災害防止に努めるものです。

施工概要は、施工延長（左右岸）351メートル。河川土工一式、河川用ブロック積工1,288平方メートル。植生工（張芝）740平方メートル。

位置図及び平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。金崎議員。

○11番（金崎悟朗君） これを見れば、河川用ブロック積工になるようだけれども、これはブロックだから上に蓋にはならないんだね。水路に、上蓋がつかないんですね。そのとおり。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） はい。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。東梅 守議員。

○7番（東梅 守君） この水路、現在は手前のほうと同じような形で造られていくものと考えますが、河川がきれいに直されることによって土地の利用も進むというところがあると思います。当然、安全のためのフェンスもこれは一緒に設置されるのかどうか。その辺をお尋ねいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今回のこの河川工事としては、フェンスは設置いたしません。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ今後のことを考えて、安全対策の意味でもフェンスが必要ではないかなと私思うわけですが、今後検討をしてほしいなと思うんですが、その辺の考え方について。安全という意味で。

○副議長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） フェンスについては、上部のほうに家屋があって、そこについてはうちのほうでも検討しているところですが、ただ下については個人の所有地で、特定の1人の所有地として、今のところ利用もされていないということ

で、ここは今のところはフェンスはつけないという予定でございます。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 河川の旧河川はそのまま、あるいはこれは別に利用するのか、その辺お尋ねします。

○副議長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 旧河川ですけれども、その部分は現在家屋がもう既に建っておりまして、その合併浄化槽の排水が出ていますので、ここには道路側溝をつけようと思っております。なおかつ、底地の青線については、この水路から外れた部分については、持ち主との、今回の河川工事で買収する分と土地交換をしたいと思っております。

○副議長（芳賀 潤君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） 旧道路のところに側溝ということですが、あの辺に住宅を建てている方は、建築上の、1メートルくらいか、七、八十センチくらいバックして建てていますが、その部分は私有地になっているんだけれども、多分建築許可上の道路とみなすということになっているんだと思いますが、舗装にはなっていないんですね、その部分は。だから、これは要望ですが、もしその側溝を造るのであれば、そういった点を考慮していただければありがたいですが、いかがですか。よろしく申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今現在、この限度は4メートルありますので、建築基準法第42条第2項で下がっているという認識はちょっとないんですけれども、それはもしそうであれば確認しますし、そうであれば町道として本来であれば買収するということになります。

○副議長（芳賀 潤君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） 今すぐということであれば一番いいかなと思って質問させていただきましたが、検討していただいて、方向性をよい方向に進めてもらえるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結します。

これより議案第66号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前10時54分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

○

日程第15 議案第67号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第15、議案第67号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長(那須 智君) 1、契約の目的。町道小鉾線道路改良(橋梁上部工)工事。

2、契約の相手方。岩手県花巻市東宮野目第11地割5番地、株式会社中央コーポレーション代表取締役佐々木史昭です。

今回の議決事項は、変更契約でございます。変更前の契約金額2億3,870万円を、1,839万5,300円増額して2億5,709万5,300円にする変更契約です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は、令和2年8月31日に行っております。

変更理由は、橋梁上部工製作に伴う部材の追加、施工時の現場状況に合わせて仮設工(仮栈橋)の見直しを行った結果により数量変更を行うものです。

位置図及び平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第67号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時56分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第16 議案第68号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第68号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第68号財産の処分について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

- 1、財産の種類。土地及び建物。
- 2、土地の所在。大槌町大槌第12地割字砦内151番7。
- 3、土地の面積。166.18平方メートル。
- 4、建物の構造。木造合金メッキ鋼板ぶき2階建。
- 5、建物延べ床面積。81.05平方メートル。
- 6、処分の方法。売払い。
- 7、金額。1,234万8,000円。
- 8、契約の相手方は記載のとおりです。
- 9、処分の目的。東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき譲渡するためでございます。

次ページをお願いいたします。

土地及び建物売買仮契約締結日は、令和2年8月24日でございます。

処分する財産は記載のとおりです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） こういう案件が出るたびに、復興が進んでいるような気になって非常にいいことだと思いますが、確認をさせてください。

現在この町内にある戸建てのこういう処分の対象になるような件数がどの程度あって、現在どの程度が、処分されてという言い方は処分だからしょうがないんですけども、売り払われているのか。あと今後の見込み、例えば今協議している案件はこのぐらいあるんだとかという数字をお持ちでしたらお知らせください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 戸建ての件数ですけれども、戸建てが全部で……

○議長（小松則明君） 各地区に戸建て何戸、戸建て何戸という、全地域となればかなり数量があると思うので、大体の数量とこれからの方向性を示していただければ結構だと思っております。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 戸建ては大体163戸ぐらいありまして、大ケロ二丁目第2町営住宅から始まって、柁内町営住宅、次は寺野・臼澤、浪板、それから吉里吉里と続いてきまして、順次、これは5年間たてばそれぞれに譲渡していくというところになっております。

それで、現在、譲渡は4件ほどですね。今もう既に終わっているのが2件。今回かかったのがこれが3件目。大体今4件ぐらいになります。その後も寺野のほうでも、そういった意向がある方々にはそれぞれに住宅の金額を提示しているような状態でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 面倒くさい話をしたわけではないんですけども、一番いいのは、せっかく戸建てで住まわれているわけだから、最終的にある程度の年数が経過したら買い取ってもらうのが一番いい方法なわけですよ。今大体163件、正確な数字じゃなくてもいいんですが、大体そのぐらいの物件があったときに、将来的に町として、どの程度を個人のほうに譲渡というか売り払っていきたいという目標管理みたいなのがあればお知らせください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 目標は、本来はこれ全部だったんですけども、今のところは国の生活支援金が200万円出る場合があって、県からも100万円出る場合が

あって、ただそれが今年度ぐらいで終わるんですけども、今後そういった方々のそういった買取りを進めるため、何年間か期間を決めて、その制度を、単独というかうちのほうの譲渡資金の中でそれをやっていきたいと、その中で促進を図っていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 最後にじゃあ1点。

いろいろな事情があって、例えばせっかく戸建てで住まわれたけれども、現在の空き室ってありますか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 現在空き室はないですね、戸建ては。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第69号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第69号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 別紙をお開きください。

認定する路線。安渡34号線、安渡35号線、高清水1号線の3路線です。

廃止する路線。吉里吉里1号線、古学校3号線、旧吉里吉里街道線、新町1号線、新町2号線、赤浜公営住宅線、高清水1号線の7路線です。

認定路線図2枚と廃止路線図5枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第70号 令和2年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第18、議案第70号令和2年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(藤原 淳君) 議案第70号令和2年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金、補正額914万7,000円の増は、税制改正により地方特例交付金から組み替えたことによる増となります。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金、補正額1,484万2,000円の減は、税制改正により法人事業税交付金が導入されたことによる組替え及び交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税1項地方交付税、補正額7,047万3,000円の増は、令和2年度の普通地方交付税額が8,633万9,000円の増により24億1,939万7,000円となり、特別地方交付税は大槌ジビエ地域おこし協力隊マッチング事業により112万1,000円の増により9,112万1,000円、震災復興特別交付税は復興交付金基金返還等により1,698万7,000円の減により12億2,775万8,000円となるものでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額1億9,193万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額771万2,000円の増は、仮設住宅用地境界点復元測量業務に伴う災害救助費負担金であります。2項県補助金、23万2,000円の減、新型コ



新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金は国負担となることから減額となります。

16款財産収入 2項財産売払収入、4,961万2,000円の増は、災害公営住宅売払いに伴う増であります。

18款繰入金 1項特別会計繰入金、補正額1,201万7,000円の増は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの令和元年度決算に伴う特別会計繰入金であります。2項基金繰入金、補正額 1億2,727万8,000円の増は、今回の補正財源とする財政調整基金繰入金等であります。

19款繰越金 1項繰越金、補正額7,221万7,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入 4項雑入、補正額120万円は、原木しいたけほだ木売払金であります。

21款町債 1項町債、補正額7,152万9,000円の増は、林業債、道路橋梁整備事業債及び臨時財政対策債であります。

2 ページをお開きください。

歳出です。

各款各項におきまして人事異動等に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額29万1,000円の減は、人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額5,466万7,000円の増は、人件費等であります。2 項徴税費、補正額732万4,000円の増は、人件費及び町税過年度還付金等であります。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額258万1,000円の増は、人件費であります。4 項選挙費、補正額262万円の減は、人件費であります。5 項統計調査費、補正額63万1,000円の増は、人件費等であります。7 項地方創生費、補正額112万1,000円の増は、おためし地域おこし協力隊業務委託料であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額2,027万7,000円の増は、人件費及び後期高齢者医療療養給付費負担金等であります。2 項児童福祉費、補正額1,819万8,000円の増は、令和元年度子ども・子育て支援交付金事業の実績に伴う国への返還金等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額410万円の増は、新生児の聴覚検査に係る助成金等子育て世代包括支援センター事業費等であります。2 項清掃費、補正額 1 万3,000円の減は、人件費であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、600万円の減は、大槌町雇用調整助成金の減であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額1,061万9,000円の増は、人件費等であります。  
2 項林業費、補正額2,107万円の増は、林地における緊急自然災害防止対策工事等であります。3 項水産業費、補正額4,138万1,000円の増は、新おおつち漁協衛生管理及び機能強化に係る工事等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額689万6,000円の増は、人件費及び地域企業経営継続支援事業費補助金であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額768万1,000円の増は、人件費等であります。2 項道路橋梁費、補正額5,679万2,000円の増は、安渡北側幹線道路法面補修工事等であります。

3 ページをお願いいたします。

4 項都市計画費、補正額2,674万3,000円の増は、下水道事業会計への負担金等であります。5 項住宅費、補正額5,258万5,000円の増は、災害公営住宅売払いに伴う町営住宅基金積立金等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額484万円の減は、人件費等であります。3 項中学校費、補正額3,890万6,000円の増は、吉里吉里学園の職員室等のエアコン整備事業費等であります。4 項義務教育学校費、補正額2,066万円の増は、大槌学園テニスコートの補修工事等であります。5 項社会教育費、補正額409万2,000円の減は、人件費等であります。6 項保健体育費、補正額530万5,000円の増は、城山体育館換気設備工事等であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額 1 億6,857万9,000円の増は、復興交付金基金積立金等であります。2 項復興推進費、補正額171万6,000円の増は、法定外公共物分筆登記申請資料等作成業務委託料であります。8 項復興用地建築費、補正額4,000万円の増は、赤浜地区防災集団移転促進事業地内における建物解体の補償費用であります。12 項復興支援費807万2,000円の増は、仮設住宅用地返還に伴う境界点復元測量業務委託料等であります。

4 ページをお開きください。

第2 表繰越明許費。

追加です。

2 款総務費 7 項地方創生費、赤浜地区実証棟整備事業。9,000万円。工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するものであります。

5 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

追加。

起債の目的は安渡北側幹線道路法面補修事業、限度額は4,500万円。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略いたします。

6 ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業、1,900万円、3,700万円。

臨時財政対策債、1億2,003万円、1億2,855万9,000円。

以上、歳入歳出それぞれ5億9,804万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ137億4,758万6,000円とするものです。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5 ページ、第3表地方債補正、追加。進行いたします。

6 ページ、変更。進行いたします。

9 ページをお開きください。

6 款法人事業税交付金 1 項法人事業税交付金。進行いたします。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金。進行いたします。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

15 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

10 ページに入ります。

2 項県補助金。進行いたします。

16 款財産収入 2 項財産売払収入。進行いたします。

18 款繰入金 1 項特別会計繰入金。進行いたします。

2 項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

20款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

21款町債 1 項町債。

歳入を終わります。

13ページ、歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行いたします。

2 項徴税費。進行いたします。

3 項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4 項選挙費。進行いたします。

5 項統計調査費。進行いたします。

7 項地方創生費。菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 産業創生費のおためし地域おこし協力隊業務委託料のところでお聞きしますが、これお試しということは、地域おこし協力隊の活動をする前に一定期間地域協力活動を体験し受入れ地域とのマッチングを図るということだそうですが、コロナのこの状況の中で、仮に県外、特に新型コロナの感染者が多い地域からもし町内にこの地域おこし協力隊のお試しという形で入ってくる場合、当然待機期間があると思うんですが、その間のかかる経費というのは、これはどの辺から出るということですか。お伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 今議員がおっしゃったとおり、首都圏から、首都圏というふうには定義されていないんですが、そのようなコロナの対策に関しましては十分に、その待機の期間を設けるかどうかも含めまして十分に対応してまいりたいと。まずは、どの地域からどのような形で呼ぶかということも含めまして今対応を検討してございます。一番は、確かに議員がおっしゃるとおり、せっかく来てほしいと思っているのに、住民側が感染地域から来られるということに不安感を感じてはマッチングがうまくできませんので、そういった部分に関しましては十分に配慮してまいりたいと考えてございます。（「経費については」の声あり）

ですので、経費につきましては、まずはその待機期間を設けるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） やはりこの地域とのマッチングということを考えると、当然地域の方々との交流というのは一番重要になってくると思うので、その辺はしっかりと協議した上で対策等々を練っていただきたい、これを要望しておきます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。

16ページに入ります。

2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

5款労働費1項労働諸費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この原木しいたけのところでお尋ねしますが、まずこの補正財源が300万円になっています。この部分、少し教えてください。そしてまた、過ぎましたが、今回歳入の雑入ところで120万円原木しいたけの売払いということで収入を計上しています。今回のこの支出の分の300万円の部分と併せて、過ぎましたが、120万円の部分をお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先般来、東梅康悦議員からも町内の一次産業の振興に関しましての御質問がございました。こちらに関しましても、いわば一つの特用林産物の振興施策ということでございまして、300万円の経費に関しましては、森林組合に対する伐採の、新山の町有林に関しまして1万本のほだ木を生産する分ぐらい、約1ヘクタール分を伐採する経費でございまして。

それから、120万円の歳入に関しましては、町内のしいたけ生産組合に対しまして、1万本を120円で供給する予定でございまして。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。300万円かけて120万円というところは、差引きするとおかしな話になるんですが、コロナ対策振興策ということで、これはこれで評価し

たいと思います。

今、産業振興課長から新山という話が出ました。過去の全員協議会の中で、新山に関わるところで、風力の部分の中で協力金、16年間で1億円。そしてまた、固定資産税として3億円何がしのお金が町へ入っています。ですので、固定資産税に係る部分は、これは町の大きな財源として使わなければいけないと思うんですが、その協力金の部分、ここをぜひ1,000万円ぐらい近いところに入っていましたので、その部分を少し新山開発等々に回した中で、例えば立ち木の伐採の費用に充てるとか、あるいはあまり交通量は少ないんですが、災害時における新山の町道、ツツジ道路の補修なんかをぜひ考えるような取組をしていただきたいと。その部分が町に入るから思い切った施策、新山に向けた支出もできるんだといえればそれまでなんですが、いずれ目に見えるようなやり方をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

東梅康悦議員がおっしゃるとおり、新山の維持管理に関しまして、ユーラスから確かに利用料等入っておりますが、それは一回置いといて、今、新山利用組合に関しましては、若返りを少しでも図ろうと思ひまして、令和2年度におきましては、今まで臨時職員で採用しておりましたが、新山利用組合で若手の方を育成するような形で、今後、やはり新山の維持管理も含めまして、町の在り方も含めまして、採草事業も含めまして、十分に振興策として検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ほだ木の1万本を伐採するということなんですけれども、それは広い範囲から伐採するのか、それとも同じところから伐採するのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 約1ヘクタールの辺りで今考えてございまして、天地返しと申しますか、同じところにばかり生えているのもあれなので、そうすると採草もあまりいい草も生えませんが、まず1ヘクタールのエリアの中で1万本のほだ木を生産する量の伐採を今検討してございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 伐採した後はどのようになるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） すみません。先ほどの説明で言葉が足りなかったかもしれませんが、採草の草自体もやはり同じところで生えていますと、野菜もそうですけれども、やはり天地返しというふうに、作物を替えてやらないといけませんので、伐採して、そこには採草を行うということでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 植林ではなくて、草ですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） そうです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） その木を切るのもよしと。原木が今なかなか手に入りにくい。そして私が一番大事に思っているのは、ナラ枯れの問題ですよ。ここが一番ネックなので、例えば今新山の上のほうのところの木を切るのに、ナラ枯れがないかも分からない。そういうのは見えない。ただ、海岸線はかなりいつている。将来、このしいたけの生産をする人たち、これは大変だなと思って見ているんだけど、その辺について行政のほうで、例えばしいたけが作れなくなったらどういう方法を考えているのか、その辺について伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議員におかれましては、いつも林産事業に関しまして御関心をいただきまして、本当にありがとうございます。町といたしましても、ナラ枯れ問題に関しましては監視員等も回っていただきまして、薬剤の注入等を行って対応してございます。

今回の新山の原木採集に関しましては、議員がおっしゃったとおり、なかなか原木が今町内で生産できない部分がありました。町内におきましても、しいたけの生産農家をやはり後押しするという観点から今回の事業に至ったという経緯でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 2回目だけれども、そこはそのとおりだ。ただ、将来にわたってほだ木が使えなくなったらどういう方向を考えているか、そこを聞きたいんです。今はほだ木でやっているけれども、例えばクヌギとかいろんな種類がある、木でも。だから、どういう木が害虫によって侵されて、しいたけを作るのにナラの木以外に何かいい方法があるかないか、そこを今聞いたんですけれども。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 申し訳ございません。答弁があれでしたね。

種類のことに关しましては、今後もう少し、私もちょっと今不勉強でございましたので、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 3回目ですけれども、私は山林は山林として所有はしているけれども、なるべくなら、今のこの温暖化によってかなりな集中豪雨が出るということで、いろんな地域でもみんな大変困っている。そこで、やっぱりこの山については木を切るのもいいけれども、その辺の植樹について、まだまだ針葉樹林帯はなるべくなら増やしてもらいたい。それで、営林署のほうにも、なるべく植えるのなら、切るときには一面なくなるから、やっぱり植樹する際については広葉樹林帯を何とか残すような方法で、その辺もお伝えしていただきたい、そう思いますけれども、その辺についてどう思いますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

予算書の次に、釜石地方森林整備推進協議会負担金というものがございます。これは新しい協議会を設置するものでございますが、森林環境譲与税も使いまして、人工林の育成、それから管理等も行います。

今後につきましては、確かに先ほどの御質問で澤山議員がおっしゃりたいように、それから金崎議員がおっしゃっているとおり、切るばかりではなくて、伐採するばかりではなくて、やはり町内の適正な森林の管理を各関係団体とともに、あとは所有者の皆さんの意向を伺いつつ行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私はこの林道整備費について御質問させていただきます。

この工事場所はどこなのでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

城山1号線、北田線、風月線の3路線でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私以前にも、公共工事をする場合には、各広域振興局を単位に希



少野生動植物調査検討委員会というのが設置されていて、この釜石地域の希少野生動植物調査検討委員会にも構成メンバーとして大槌町も入っているんですね。これ後で差し上げますので。であれば、大槌町も豊かな自然環境といいますけれども、やっぱり抽象的でよく分からないんです。そこにはイトヨがあつたり、ゲンジボタルが生息していたり、カジカがあつたり、希少な動植物が住んでいるので、本当に生物の多様性、豊かな自然というふうに表現できると思うんですが、ぜひこの公共工事をする場合には、大槌町もメンバーに入っているこの釜石地域の希少野生動植物調査検討委員会に諮って、ぜひ専門的な見地から工事の在り方等々のアドバイスをしていただければと思うんですが、御意見をお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 検討いたします。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 検討するという事は取り組むということと理解しているんですが、ぜひ、これは年2回、私の知る限りでは7月と2月だと思いますが、今回の工事についてはもう既にこの予算が通れば実施するわけですのでもう遅いですが、これから公共工事があるときには、必ずこの検討委員会にかけていただいて、アドバイスをいただいて実施する、そのように心がけていただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 要望ということで。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私も同じところで質問させていただきます。

城山1号線が含まれておりました。一時、あそこが通行できないようになっていたと記憶しております。現在は通行できるように、ゲートも何も設けられていないんですが、実際はこの夏の間に変草木が生い茂り、実際に車での通行は困難な状況になっていると。

何でこれを取り上げるかというと、実はもともとこの城山1号線は、多くの方が城山を目指して、健康増進を図る意味で散歩をされている方たちが多くおられました。ところが、現状ではそういったこともできないような状況。当然、今年は熊の出没も多く、危険を感じるような状況。この城山1号線もそうですし、2号線もそうだと思うんですが、震災のときには大きな役割を果たした道路でもあるんですが、この改良に当たっては、常に常時に備えられるような改良が必要と思われませんが、その辺のことについて。またそういった散歩する人たちが安全に通行できるような根本的な改良が必要かと思う

んですが、その辺の検討をされているかどうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 城山1号線の今回の事業でございますが、こちらに関しましては、緊急自然災害防止対策事業と申しまして、たしかこれは来年まででしたか、特別な防除、要は災害が起きる前に、町道以外なんです、町道以外の例えば農地であるとか、林道でございますとか、そういった部分を事業費見合いで、あくまでもこれは全国からの手上げ方式の要望があつてそれで採択されるものですから、全面をどうしても改良というのがなかなか採択されづらいということでございます。

今回に関しましては、その3か所の林道に関しましてどうしても緊急性があるような防除事業に関しまして行ってございます。今後におきましても、確かに予算とか事業費を見つげながら、箇所的には順次改良してまいりたいと考えております。

それから、散策道に関しましては、確かに今年度コロナの状況もあつたり、熊の状況もあつたりいたしまして、なかなか手に及んでいない部分もございます。今後につきましては、町内の関係団体、もちろんそれはどういうふうに散策道を管理できるかというところも含めまして、関係団体等にも協力を仰ぎながら管理に励んでまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 城山の散策路に関しては、社会福祉協議会さんとかいろんところでボランティアを呼びかけ、防除作業、草刈り等を毎年やっておられるようですが、この城山1号線そのものの草刈りもきちっとされないと、実際車の通行ができないような状況が現状にあると。それから、車が通れないわけですから、当然的に両側からの草が、本当に人が通る分しかない。どこで熊と出くわすか分からない。見通しの利かないような箇所もございます。

ぜひそういったところを、年間通して利用できるような形でメンテナンスがされていれば、当然的に非常時にも、もし豪雨で城山を目指して避難される方、それから地震等あつたときに避難される方、そういった方たちの利用にもつながるはずですので、重要な道路と位置づけられていると私は認識しております。きちっとその辺の改良が進められることを望んでおりますので、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項水産業費。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 水産業費で1点お尋ねしたいんですが、この新おおつち漁協機能強化補助金ということで960万円ほどあるんですけども、漁網等を購入するというのを聞いているんですが、この漁網等を、夏の間にはサバとかイワシの漁獲量の増加体制を整備しながら基盤整備を図るということですが、現在、夏のサバとかイワシの漁獲量はどの程度なのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

これはその年々の水揚げ状況にもございますが、実は2010年、震災前でございますが、大体290トンのサバの水揚げがございました。これは大槌市場でございますが、水揚げ金額は1,800万円ほどでございました。近年でございますが、大体2017年、2018年は水揚げ額180万円ほどでございました。ただ、昨年だけはちょっとよくて600万円ほどございました。それはあくまでもサバの相場がよかった点もあったからでございますが。

ただ、今の水揚げ高が震災前に比べますと約3分の1ほどに、漁獲量からいいますと落ち込んでございます。それを解消するために今回の事業を皆さんに御説明している状況でございます。

以上です。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 了解しました。

それで、この網を新しく購入することになるわけですが、漁獲量がどのぐらいアップされることを想定しているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回のそうまき網に変更することにおきまして、大体400万円から500万円の収入アップを考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私も同じところで質問させていただきます。

今回、夏漁の網の購入というところで、網の目が小さくなれば、それだけ型の小さな魚が入るところで、先ほど話に出ていたサバ、イワシというものの量がある程度見込まれるというのは私も分かります。

そこで、大槌町の場合、この定置に関し水中カメラ等を設置して、魚の動きとか、ど

ういう魚がこの時期にとか、そういう調査等はされているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

何でかという、他県の漁協の中には、定置って簡単に移動できないということから、常にカメラを設置して、魚の時期の動きを監視して、網の入れ方であるとか、時期であるとかというのを検討されているところもあるようです。ぜひそういう意味で、大槌町はどのような形で、されているのかされていないのかを含めお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 申し訳ございません。そのようなお話は伺ってはございません。ただ、近隣の定置に関しましては、他の漁協で設置している定置に関しましては漁獲量が安定しているとは伺ってございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ大槌町も、近年本当に漁獲高が下がっているというところを考えると、そういった水中カメラでもっての監視というか、そして網を入れる時期の検討であるとか、そういうものが必要になってくるのかなと思うわけです。魚が通らない時期に網を入れても、結局漁師さんたちは泣いて帰ってくるような状況もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった研究をされる意味でも、そういったところの考え方も漁協さんと連携されたいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 東梅 守議員のおっしゃるとおりでございます。ただ単に設置して終わりではなくて、やはりそのPDCAと申しますか、どうやって今後の売上高とか水揚げ高上昇へつなげていくかということですね。もちろん主体は漁協でございます。ですので、漁協とともに私どもも、町としても水産振興策を図って、町内の水産振興を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

13時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時58分

○

再 開

午後 1時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

7款商工費1項商工費。進行いたします。

8 款土木費 1 項土木管理費。進行いたします。

2 項道路橋梁費。進行いたします。

4 項都市計画費。進行いたします。

5 項住宅費。進行いたします。

10 款教育費 1 項教育総務費。

22 ページに入ります。

3 項中学校費。進行いたします。

東梅 守君。

○7 番（東梅 守君） 中学校費のところ、工事請負費のところでお尋ねをいたします。

太陽光発電売電計器取替工事というのがございます。この機器の更新は何年に、どのくらいの頻度で行われるのかをお尋ねいたします。更新です。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

すみません、更新時期なんですけど、およそ10年くらいというふうに今把握しているんですけども、ちょっと正確な年数ではないかもしれませんが、申し訳ございません。一応1年間、昨年度の年間では50万円の収入があるということは確かめております。その機器取替えには30万円工事費がかかるということで、それは確認させていただいております。すみません、年数のところは不確かです、申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7 番（東梅 守君） 分かりました。この発電用のこの機械になるわけですけども、当然的に効率のいい売電が行われるということが大事になってくるかと思えます。当然的に機械ですので10年という1つの計画年数があったとしても、例えば何らかの消耗することによって多少のずれが生じるのかなというふうに私も思っているわけですけども、これが適切に売電するのにきちんとした更新がなされて、いい形で使えればいいかなというふうに思っております。もし、後でその計画年数、何年というのがあるのであれば、後でお知らせいただければと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4 項義務教育学校費。進行いたします。

5 項社会教育費。進行いたします。

6 項保健体育費。進行いたします。

15款復興費 1 項復興総務費。進行いたします。

2 項復興推進費。進行いたします。

8 項復興用地建築費。

阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） この項で物件補償費ということで解体しないとは思っているんですが、これは解体費ということをお聞きしました。そこで、特定財源の3,500万円、その他ということなんですけれども、これはすみません、詳しくどういう財源が入っているのかお尋ねします。ここと一般財源の500万円含めてよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 財源でございますけれども、3,500万円が復興交付基金金からです。500万円のほうは震災復興特別交付税になります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） 分かりました。その2つだけです、確認します。

それから、ここの土地を解体して買うというそういう計画もあるそうなんですけれども、買った後の何か活用というのは考えているのか。あるいはそれはあっても言えないのか、あとは考えてないのか、この3点、どちらでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まずですね、土地のほうになるんですけれども、更地になった後にまず買い上げるというのは昨日の答弁でもあったと思います。

跡地利用の関係ですけれども、そちらのほうについては今のところ産業用地とだけ位置づけておまして、具体的にどこどこが入るとかいったところまでは決まっていません。以上ですかね。（「はい」の声あり）

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7 番（東梅 守君） 同じところで質問させていただきます。

この物件補償費のうち解体に係る費用になるかと思えますけれども、その積算の根拠になるものを説明いただければと思います。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 積算の内訳ですけれども、今回、アスベストのほうも計上しておまして、それも飛散するタイプで今は試算しております。内容といたしましては、母屋の解体費と倉庫の解体、アスベストの除去、あとは廃棄物の運搬、動産の移

転、雑費ですね。あとそれに共通仮設費等を計上しましてこの金額ということになっております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今そのアスベストのお話が出ましたけれども、私が聞いたところによると、震災後に赤浜地区の住民の方からアスベストによる心配があるということで、たしか建物も調べて、ないというふうな答えが出ているというふうに思ったんですが、その辺について説明願えればと思うんですが。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 再度ですね、今年度になってから調査をお願いしています。その中で、この予算計上している際にはまだ答えが出ていなかったものですから、一番飛散するタイプということで積算はしておるんですが、昨日ようやくその調査結果が現れまして、飛散しないタイプの石膏ボードのようなものが一部含まれているということが判明しています。したがって、そちらのほうについては封じ込めるなんなり、適切な処理をしなければならないというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12項復興支援費。

質疑を終結いたします。（「動議」の声あり）阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この一般補正予算の中には、まだまだ十分審議しなければならないことがありますので、ここで動議を提出いたします。（「賛成」の声あり）

○議長（小松則明君） 阿部俊作君に申し上げます。簡単に説明願います。

○8番（阿部俊作君） ただいまの15款8項復興用地建築費ということですが、ここには町条例がかけられた部分がございます。そういうことで、条例より先にこの解体等の審議をすることは好ましくないのではないかなということで、動議をいたしました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員に申し上げます。修正動議書の提出をお願いいたします。

ただいま阿部俊作君から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後1時25分

○

再 開

午後1時58分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

本件に対し、阿部俊作君の外2名から動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。阿部俊作君、演壇にて説明をお願いいたします。

○8番（阿部俊作君） それでは提案理由を申し上げます。

私は15款8項の中に条例で規定されている赤浜の観光船が乗り上げた建物の解体費用が上程されていることに対し、ここの場所についての条例の取扱い、それを考えてみました。

町長は、条例は観光船復元条例であり、建物解体は問題ないとお話ししましたが、一般質問の答弁では、復元には建物を含めて復元費用4億5,000万円かかるとし、40年間の維持管理費も含めて意図的と思われるように費用を高く見積もっています。復元費用には建物も含まれていることを自ら認めて議場で答弁しているのに、条例には建物は含まれないと、こういうことを言うのは条例をないがしろにしていることなのです。解体して既成事実をつくり、条例をなきものにしようとすることは行政がやることではありません。町民には厳しく規則をもって接するのに、行政を預かる者が自らは都合のいいように解釈をするのであれば、法の秩序も町の信頼も崩壊してしまうのです。どんな不条理でもかわいそうでも、従わざるを得ないのが法令条令なんです。解体には、条例改正が先であるので、しっかりした審議を求めるものであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、修正動議の中身についてもお願いいたします。どこの部分から修正を、はい。

○8番（阿部俊作君） それでは、私は議案第70号大槌町令和2年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を出しました。この部分が赤浜の観光船に係る部分ですので、一般会計の中でこの部分だけは外して審議してほしい、そういう思いでこれを出したわけでございます。

また、この歳出をこの赤浜の観光船部分に関し、私ない頭でこのように計算して予算上程をゼロにしております。（「歳入の部分、何款、その部分についていろいろと」の声あり）

それから、歳入について出しましたけれども、ちょっと項目に誤りがありました。そういう面でちょっと数字的には違う部分も出てきたり、大変申し訳ないと思います。ですが一番は歳出ということで、あとは私も会計の資格あるわけでもないし、何とかこの



緊急的に提案されたもので、もうちょっと審議の時間が欲しいということでここに提案したわけです。

○議長（小松則明君） 修正案の中身の、町当局がやるように……

○8番（阿部俊作君） まず総括からですね。総括、令和2年度大槌町一般会計補正予算に関する説明書ということで、歳入歳出補正予算事項別明細書ということで取り上げました。この解体の予算がここから出ていると私は、総括、歳入……。 （「俊作議員、ちょっとこちらに来てください」の声あり）

申し訳ございません。議案第70号令和2年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。議案第70号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正する。

第1条中、5億9,804万8,000円を5億5,804万8,000円に改める。

第1表、歳入歳出。予算補正の一部を次のように改める。歳入18款繰入金、補正前の額26億7,649万3,000円。補正額、ここを変えまして9,929万5,000円。計27億7,578万8,000円とします。

1項繰入金1特別会計繰入金、補正前の額1,000円。補正額701万7,000円。計701万8,000円。2項基金繰入金26億7,649万2,000円、補正額をここを変えまして9,227万8,000円、計27億6,877万円。

歳入合計になります。補正前の額131億4,953万8,000円。補正額を変えまして5億5,804万8,000円、計137億758万6,000円。

歳出、款15復興費、項8、復興用地建築費、改正前の額2億685万1,000円。ここの補正をゼロに改めます。計2億685万1,000円とするものです。

歳出合計、補正前の額131億4,953万8,000円を補正額、ここを変えまして5億5,804万8,000円。計を137億758万6,000円とするものでございます。

○議長（小松則明君） これより本修正案に対する質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昨日、そして一昨日の東梅 守議員、そしてまた阿部俊作議員の一般質問の中で、私も本当にいろいろ考えました。本当に、違う意見なんですけれども、双方がそれぞれ熱い思いをもって町のことを考えているということはよく分かりました。

私が聞きたいのは、俊作さんにまず聞きます。そしてまた同じ内容を当局の皆さんも考えてみて答えてください。

例えば、今回この旧民宿あかぶさんの建物について、どのような法律がここに関わっ

ているのかなというのを自分なりに考えてみました。例えば、今役場で当局が提案する執行権の部分もあるだろうし、そしてまた今修正動議が出された議会の権限である議決権みたいなこともある。なおかつ、その建物に関わった条例もあったと。そして何よりも個人所有の不動産という財産の部分があると。じゃあその部分の中で、我々はどの部分を、みんな大事なんですけれどもどの部分を考えなければいけないのかなという思いをもって、私も考えてみました。条例によって多くの方々が浄財を寄附したのは、これは忘れてはいけないことだと思うんです。

それは置いておいて、どの部分を一番大事にしなければいけないのか。俊作議員は条例の話をしてました。当局は、私が今言った内容の中でどの部分を大事にしながらこれを進めようとして提案したのか、その部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 俊作議員、演壇に。

○8番（阿部俊作君） お答えいたします。

個人財産であり、そしてそこに町が条例をかけておりました。聞くところによると、最初のうちはやはり賛成してそういう復元という方向になったものと聞いておりますが、あまりにも長い時間をかけ過ぎました。そして、町のほうではぎりぎりみたいな形で提案してきたわけです。その前に、私もずっとこのまちづくりの中に含めるものとして早く、この町として発進してほしい、そういう思いで何度か一般質問等々で話してきました。そしてまた、今ここにたって大変困るのは分かります。今こういうウイルスとかの関係で民宿経営も大変だと思います。ですから、私は解体ではなく、町の責任でこの業者に対する支援をいち早く検討していただきたいと思います。最後に書いてあるのは地権者を困らせているのは行政であるので、早く支援を行うよう求めます。そういう思いでおります。解体して、それにも時間がかかり、条例をまた審議するにも時間がかかる。その間に大変な思いですので、いろいろな救済方法があると思って、それで提案をしたことでございます。

○議長（小松則明君） 俊作議員、今東梅議員の質問の中で何が一番大事かということについての答弁をお願いいたします。

○8番（阿部俊作君） はい、分かりました。それは、人の生活、そういうものです。ですが、いろいろな人たちが多く社会生活をするにおいては、条例が今のところでは置かれております。ですから、条例をつくった当局とすれば、それを早く外すか討議をすることが大事なんです。条例をこのまま残したままで、条例違反、つまり法律違反じゃな

いですか。そういうことじゃなく早く支援をして、そういう討議をしてほしいというのが本筋です。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問もありましたので、お答えをしたいと思います。

まず大事にしたいのは、所有者の気持ちを大事にしたいと思います。今回の条例につきましては私がお話ししたとおり、当初の部分でやはり所有者、そして関係する自治体釜石との様々な形での調整がないままに本条例が上程をされる中で、また、その後の復元に対する予算措置も含めて、規模感も含めてしっかりした形での上程がされていない中でございました。阿部俊作議員がお話あったとおり、また様々なところで御意見あったとおり、条例がある中でというお話は十分承知はしながらの今回の補正予算の状況でした。復興に関わって様々なこの復元を考える方々もいらっしゃいますし、多くの方々の浄財で三百何がしの金額が集まったことも十分承知をしているところであります。

しかしながら、様々な問題がありながらここまで伸びて、そして今回の補正予算となったところであります。所有者の気持ちを考えますと、早くこの状況を打破しながら物事を進めていきたいと考えておりますし、条例項目についても決して、はまゆりをなくして忘れるということではなくて、どうつなげていくかということにつきましては、これまで尽力いただきました復元を考える会の方々、グループと一緒に、この吉里吉里のはまゆりの復元に伴って様々なことがありますので、しっかりとそれは考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。提案者の俊作議員、そしてまた町長の説明も分かりましたが、我々はやはり地方自治法なり条例なりというところで仕事していると思うんです。また、議会も活動していると思うんです。ですので、その部分の中で今町長は所有者の気持ちという表現をされましたが、所有者の気持ちイコールその財産の関係の部分の権利というんですか、そういうものを含めるというものも含むものなんですか。それともどうなんですかね、その気持ちだけでやるというのは何なので、やはり法的なところも示してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 申し訳ございません。条例制定の部分であれば、所有者から買い取るなりの意向も含めてやればよかったです、今のところ所有者がおりまして、建物ほか土地もなんですけれども、条例と違反、全く町が復元をするという権利が今のところないと思っております。ですから、所有者が解体をすると意向を示しておりますので、それに沿った形での予算計上ということを考えていました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 昨日、おとといからいろいろお話を聞かせていただきながら思いもあるんですけれども、まずは今民宿あかぶさんの建物について、今ここに出されたのは今考えたからではなくて、かなりの時間をいろいろな方々が調整しながらやってきたのは聞いています。復興10年が終わる3年3月までに解体をしないと、先ほど同僚議員が言ったように個人の所有物の売払いもできない状況に今至っている今日だということ。役場が今まで、行政が手をこまねいてきたではなくて、いろいろなことの努力をしてきたのも聞いています。保存を考えている皆様の話も私直接は聞いてないですけども、心情も十分分かるような気がします。でも、これは公の建物であれば、それは役場対議会でもいいたろけれども、やはり個人ですよ、財産権がやはり憲法上一番大事だと思っておりますし、それを執行しなければならない。これを逆に止めたのであれば、止めるのであれば、町が個人の財産の権利を侵害するという話になるんじゃないかなと私は思う。よしんば、この額を町の財源があって買い取るよっていう話になるのであれば別ですけども、そういう方向性は事業見直しのときにはもうなくなったわけですよ。だからいろいろな考え方、視点もあると思いますけれども、やはりここで物件補償費として計上された予算については、ぎりぎりのタイムリミットなのかなという解釈をしていますが、その点について、私、康悦議員と同様に当局と俊作さんにも今の私の発言を経て聞きたいと思えます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今の個人の財産ということは、当然大事なことです。そして、先ほど、今日の条例の中で町長は土地を買うというか、そういう条例も決議された部分がある。それから、私が一番願ったのは、この町の未来。子供たちに津波、震災をどう伝えるか。そういうこの先の未来をどうしたらいいか、それが一番だったんです。震災に遭ったときに、確かにこれは大事なことで何を残そうか、どうやって伝えようか。今までの中での伝え方では駄目だなとそう思ったんです、何度あっても。そういうことか

ら、この町の未来の人たちを守るもの、そういう思いでずっとあそこを選んで、一番最初に条例をつくったわけですから、そう思っております。これは町のほうのそういう条例をかけて、そしていち早くそういう状況にあれば解体しなければならない部分もあるんですけども、ただ、そこでやるとまた私たちが決めた条例を私たちが踏みにじることになるので、順番が違うんじゃないかということなんです。ですからその間、民宿が大変ですので、そこに対してはいろいろな形で補償、支援できることがあると思います。解体して、それから買い取るまで、それから条例なくすとか、そういうかなりの時間もありますので、まずは今の現状をどう考えるかという、支援そして町の未来を考えて、今は厳しいですけども米百俵という話があったんです、人材育成ということで。そして、私たちの町にもそういう立派な人たちを育て、そして幸せになってほしい、そう思っています。明るく楽しい町をつくりたい、そういう思いで民宿さんには今日まで頑張っていただきました。そういう中で、本当はちゃんと支援していればこんなに大きな問題にはならなかったのかなと私は今感じております。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。演壇にてお願いいたします。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今の状況でございますけれども、先ほど来も言いましたとおり、これまでも持ち主とはずっと交渉してきました。逆に言えば、今回保存する会の方々との協議が、2者の協議がうまくそろわなかった。そういう中ではずっといろいろ方策を探してきた結果、ここまでやってきたと。そういう中で最終的には所有権の部分で行使できるだろうということで、最後のこういった手段に参っております。手続的には、今後この予算が通りましたら補償契約を結びまして、所有者が解体して、その補償費で解体してですね、更地になった後、その土地を町としては災害研究費の買取りということで買い取るということは期限的にはぎりぎりの線でございます。以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） はまゆり観光船が載った建物なのでこれだけ議論になっていきますけれども、そのほかにもやはり移転で取り壊さなければ買い取れないという事情で、いろいろな何百、下手したら何千ですかね、何百件以上という建物が壊して更地になって、買い取ってもらってそれを財源にして、復興で家を建てたり商店さんを建てたりやってきたのが現実なわけですよ。その中の1つだと言ってしまうえばそうなんですが、ただ、そのはまゆりが載っていたがために、いろんな心情、いろんな思いのある人たちがこの

10年、いろんな議論をしたり、いろんな調整をしたり、様々やってきた。で、ここはもうタイムリミットだというふうに私は認識しているもので、これに対する反対する何物もない。

ただ、同じような、はまゆりは載ってないけれども、建物に対する思いというのはあるわけじゃないですか。自分の家をそんなに水が入った等でも、地域だからと指定されてやむなく壊した人もいるわけですよ。だからいろんなことを思えば、これ、はまゆり観光船が今載っていれば別ですけども、今ないもの。で、過大計上だって4億5,000万円が言いますけれども、いずれ数字がある程度見えながらその達成が困難だと見えたときに、やはりその個人の所有物件であるものをきちんと適正に処理をするのが、やはり私は行政の役割ではなかろうかなというふうに感じております。

あと、俊作議員に申し上げますけれども、先ほど議運の中でも議論しましたが、先ほど自分の提案について数字に不備があるかもしれないけれどもという話をされましたけれども、人情で議会はやらないわけですよ。数字があって提案されて、我々はそれに修正をしてほしいのであれば、正確な数字をもってやはり議論をしないと、後で直してくださいというのはいかないわけです。さっき議運で確認しました。この修正案が仮に可決されたとしたら、これが修正案として正式なものになるというんですよ。そうしたら、特別会計の繰入金でもないわけです。地方交付税なわけです。地方交付税の500万を当てにしている別の事業もあるわけです。そしたら、この予算だけでもう成り立っていかないわけです。ただ、議会のルール上、ここで審議をせざるを得ないのが非常に苦しいんですけども、そういうこともあるという事実を分かっていたきたいと思います。俊作議員、どうですか。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その修正案に関しましては、私が今出したのはお金の支出を止めていただくということでございます。そこの部分に関しては、ちょっと待ったをかけるという部分ですが、いろいろ……

○議長（小松則明君） 俊作議員、お書きの支出ということでなく、この物を出した時点の部分で上がってしまうということには、これを出した部分が可決される、されないの話で進まなければならないんです。そこの部分を後から変えるとか、そういう部分はこの本議会ではできないということを確認の上、御発言願います。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。全ての数字の部分に関しては、ちょっと私の至ら

ないところもあったかと思えます。ですが、一番止めなければならないのは条例もあるし、そのことをどう考えるかということなんです。そして、支援をしなければならない。それからこの町の未来をどのように計画するか、そういう中での切羽詰まった、私自身も切羽詰まった状況でこの案を2日寝ないで書きました。ただ、皆さんと精査する時間がなかったので、それ以上はちょっと私とすれば、申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 俊作議員も十分承知のとおり、数字に不備があるということは予算書の体を成していないということは十分お分かりだと思います。私、俊作さんをつるし上げるために言ったのではなくて、ただ議会ですから本会議場に出されたことに対して修正するわけですから、こっちに不備があったらそれは駄目だと思うんです。そういうことをやはり議論をしていかないと、ほかのグループの話、ほかの会議室の話ではやはりないのではないかなというふうに思います。

最後に当局に確認したいのですが、例えばこれがよしんばですよ、復興財源等を使わないで4,000万円、今の俊作さん等々の主張があって、でも物件補償しないといけないといったときに、この4,000万円の単独財源を町がもってまでやる正当性、それが一般の町民に理解できるのかどうか。これが仮に可決されれば、修正案で出さないといけないわけですから。そうすれば、やらないよというのでは、先ほど来言っているとおり個人の財産を侵害するわけですから。そこの考え方について当局の見解を伺います。

○議長（小松則明君） 財産権とそれからそれをしない一般財源となればこれは町民のお金ということで。町長。

○町長（平野公三君） 仮定のお話だったので、今回、予算が通ればもちろんこの復興予算で解体をお願いする形になりますけれども、そうでなければやはり所有権を持っている方のこれまでのことを思えばですね、何とかその部分については補償しなければならないんじゃないかなという思いがあります。つまり、この予算の中では復興予算ですので、復興予算を使いながら今回やろうとしているわけですがけれども、こういう形で否決なりされた場合には、それに対してしっかりと補償しなきゃならないんじゃないかと。先ほど芳賀議員がお話ししたとおりですね、一般財源を使いながらということだと私は理解しましたがけれども、それをやった場合、町民の方々が理解いただけるかという部分については疑問なところはあります。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） ちょっと事業の説明をさせていただきます。

個人所有の家屋は個人のもので、基本的には町がそれを解体することはできません。ただし、今回の場合は防災集団移転促進事業での買取りが更地であるということで、改めて復興交付金で解体費用を出せる。本来であればこの解体費用も当初は出せないことになってました。それでは最後のほうになってくると、買取りはできなくなるということで、特例の中で今回は解体費を復興交付金で見ますが、本来であれば交付金でもって個人所有の建物を解体することはございません。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 質問から何からいつぱいあります。

私はこの修正動議に私も名を連ねています。これは我々がこの議会の場で、当局より、本当に法律だよ、大槌町の法律だよ。大槌町の法律をつくって議会でのんでくださいと、一緒にやりましょうと出して出された。そしてその場にいたのは私だけじゃない。私以外にも数人の議員がいる。全員賛成したんですよ。ここで今あのときは賛成したが今は違うとか思っているかもしれない。それは人間だから生活が流れているからそれも当たり前です。また、芳賀議員のように、いや、思いとかそういうのだけじゃ議会は通らないという。けども足したり引いたりして済むものであれば、議会も何も本当は要らないのさ。これは我々が町民の意見をのめることができる場所だから思いもあるし、いろんなことが出てくるの。私はそうだと思いますよ。だから、いずれにしてもこの法律を、条令をつくったときのね、思いというのがどこにあったんだか。私はそこを聞きたい。

どこの町に行っても大槌町の名前は分からなくてもあの津波のときのあの船が載ったというだけで、ここの町が分かったの。そのニュースが世界中に発信されて、いろんなところで見えてきた。だから私はあそこの中で、失礼な話ですけども、そこで人も亡くなったわけじゃないし、ここに残せるものであれば今後のやはり子供たちが育っていく上で、いろんなのを見ていく上で、どんなことがあっても必要だと思って私もこれに加担しました。そして何とか残さなきゃないと思って今まで全員協議会などで結構言ってきた。でも全員協議会はいくらでも任意のものだからね、話出したって誰も聞くわけでもない。恐らく右の耳から入れて左から抜いてるのが実情だと思いますよ。我々議員の意見がどこまで通るか。

いずれにしても責任というのが重大なんです、これは。我々も重大ですけども、



行政というのがとんでもない重要な位置にいる。それを確かに期限は切れる、だから早くこれをやってしまわなきゃない。それも分かる。でも、個人の土地がこれ、土地と家屋が問題なんですよね。そして、あそこのあかぶ民宿さんにも本当にこの10年間というのは本当に苦痛をなめさせてきたの。これも事実です。私が一番大事なのは、行政とあそこの土地の所有者、そしてこのNPOの皆さん、そして我々皆応援する人たちが集まって、4者なら4者が集まってきちっとした会議を持たなかったのが、このずるずるの10年間だったと思います。これについて町長さん、何かあったら。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 条例制定については、やはり復元をするという強い思いの中で条例を制定をしておりますので、上程しておりますので、しっかりとやはり復元に向けた取組が必要だと思います。

しかしながら、当初においては様々に震災状況において、なかなかやはりどういう復元をして、どのくらいかかるのかということも含めて、また関係である釜石市、また所有者とのコンタクトもなかなか取れない中での条例制定であったことは事実であります。

しかしながらその後の、私が就任して仕分けをしながら縮小していくという思いもお話ししましたし、様々なところで、例えば震災伝承の考え方についても話をしておりますし、決して当初から、私が就任してからですけれども復元ということについては、その状況については考えてなかったということになります。

しかしながら、やはり金崎議員お話しあったとおり、あの民宿の上に載った観光船はやはり多くの方々の記憶に残っているところでもありますから、そういう部分についてはしっかりと伝えていく、そういう思いは必要だと思います。

機会がなかったんじゃないかというお話はありますけれども、決してそんなことはなく、各セッションが様々なところで歩み寄りながら、NPOの関係者とも同じようにですね、ここに至って電話連絡したり様々なことでやってきておりますので、決して表には見えないところはあるかもしれませんが、決して何もなく来たわけではございません。所有者とも、またNPO関係者とも様々な形での話合い、また地域復興協議会においても同じような形で提案をされ、そのやり取りがありながらの進み具合だと、この10年だと思っております。

確かに、その部分からすれば、当初の部分からすればですね、その思いでその土地を所有者から買い上げる、または土地を買うという状況であればよかったですけれども、

そういう状況がないままにここに至っているということであれば、やはり反省しなければならぬのは行政でありますので、それはしっかりと受け止めなきゃならないと思いますし、先ほど申し上げたとおり、条例はやはり大事なものだという思いはあります。しかしながら、復元ではなく何かの形でやはり伝えていこうという思いの中で、しっかりその分は調整させて、復元しないということでも何もなくなくなるんじゃないかと、あえてその部分の一部改正も含めてこれから考えていきたいと思っております。やはり、条例ということで大変その部分については重く、本当に考えておりますけれども、やはり所有者の様々な思いも含めて今回提案をさせていただいておりますし、復興のコンセプトである忘れない、伝える、備えるという部分もしっかり受けながら、この観光船はまゆりについてはしっかりと伝えていく、忘れないというそういうものを盛り込んだ形での条例を改正できればと思います。これは、NPO関係者、様々な方々と意見を交えながら考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 大体分かりましたけれども、常に分かろうとしながらの私もこの9年間でした。でも、今ここになって俊作議員が修正動議を出したことについて、彼もやはり私たちと同じ考えなんです。何もこの補正予算で止める、何も止める気もないのさ。だけでも、もっとこの開かれた政治というのかな、開かれたところでこの両者、また4者が集まってきちっとした話をして、会議をしながらどういうところに落とすべきだったのかと、その辺を私は探ってほしかった。ただ、町長さんはNPOの人たちとも話をした、当事者とも話をしたと言うけども、私言ってるのは4者が集まってやるべきだった。そうすればこそ、もっと進む道があったと思いますよ。だから、今別にいたずらにここを止めているわけじゃないんだけど、それは通すか通さないか個人の判断ですけども、いずれにしてももう少し、条例というものはどういうものなんだか、我々は条例、まあこういう場に来たから条例という言葉も出してますけれども、子供の頃はそういうの関係ないからね。ただ、こうやってこういう場に立ったときこそ条例というのが生きてくるので、だからその条例は安易につくってもこのような目に遭うから、その辺はきちっとして守っていただきたいし、これからも進めていただきたい。あと、我々はこここの場で話ししても恐らく水かけ論になってしまう。なんとかよい方向に進むように、何とか4者で会議を開いて新しいまちづくりに邁進していったらいいんじゃないかなと私は思いますが、町長さん、その辺は。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。これまでこの課題については、いろいろと考えながらやってまいりました。決して行政だけの気持ちだけではなくて、関係者が何人かいらっしゃって、それが相入れないところもあったということになります。また、この頃にすれば、所有者であった釜石とのやり取り含めてしっかりと、指摘されましたけれども条例制定の段階でしっかりとその辺を踏まえて調整してやれば、こんなことにはならなかったということになりますので、行政を預かる者として大変申し訳なく思っております。このことについては、先ほど申しましたとおり行政側もそうですし、所有者、そしてまたNPO含めて、もしかしたら釜石市も含めた形での取組がなされなきゃならない、議会も含めてですけども。

そういう状況の中で、先ほど環境整備課長が話したとおりですね、尻が決まっっていて、そこにやらなきゃならない、ここまで至ったことも含めて調整が難航に難航してきたという状況であります。突然の感と思われるかもしれませんが、決して話合いの中で、私が途中でやめるとかそういうことがなくて、一本筋を通してC判定をしたということでの取組の中で、それでもやはり条例の改正をできなかった、しなかったというのはやはり、NPOの関係者の方々、まして所有者の方々とのすり合わせで時間がかかったということになります。本当にプライベートな形になりますので、ここで大きくはお話しすることはできませんけれども、ぜひ様々な思いをしっかりと、先ほど話しされましたけれども、条例制定にはしっかりと行政としての責任を持ちながらやるということにつきましては、反省をしなきゃならない。そして多くの大槌を思う方々の善意が何百万というお金になっていますので、しっかりとそれに見合うような形での復興そして震災伝承をしっかりとやっていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私はこの一言でまず終わろうとしてますけれども、条例を最初から覚えて動いているのは私たち議会です。船を残そう、復元しようとしてやってきたNPOの人たちだって、こういうちゃんとした法律があるとは思ってなかった。でも、途中から分かったと。だから条例があるからこそ、これは絶対町のために残せるんだなと思って皆さんが動いてきたと私は思います。だから、この9年間というのは本当にNPOの人たちにこうべを下げた本当に申し訳なかったなと私は思います。そこだけは記憶にちゃんととどめておいていただきたいと思えます。以上。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） 関連ですが、私の記憶の中では2年前ですか、3月、旧庁舎というようなことで喧々諤々の中で、私は遺構としては町の中過ぎると。今後の振興に、もっと外れにあればなというのが私の本音でした。そしてその中ではまゆりは町の外れ、そして大槌のひょっこりひょうたん島の近く、そして私の勘違いかあるいは新聞報道の記憶違いか分かりませんが、各市町村で遺構として1つは国、県の責任の中で保存することができるんだと。そうしてその中で先輩議員さんたちから話を聞いたら、今何度も言われていますとおり条例にもうたってるよと。だから町ではその方向で行くと思うと。そうだと。私もそう思って、誰がどうでないけどそういう思いの中で来ました。そうだったのは私の勘違いだったんでしょうか。それともその、当然これいろいろな解釈がありますので、行政の中の判断で、あのときの、何も今資料持ってくださいませんが、思い出すに堤防が崩壊したもの、あるいは国鉄、今は三鉄ですけれども、線路が崩壊したとか柱が崩壊した写真等を何か思い出すんですが、何かを残すということの中で一方をというように自分では記憶していますが、その辺併せてお願いします。

○議長（小松則明君） 議員の皆様をお願いいたします。これは本修正案に対する質疑であり、気持ちを語る場所でないことをお願いいたします。質疑であります。本修正案に対する質疑ということで、阿部議員、質疑ということで言い直していただきたい。

○6番（阿部三平君） 飛躍しましたが、ただ私はそういったようなことがあったように記憶しております。ちょっと飛躍してしまって幅を広げてしましまして申し訳ございませんが、そういったような思いの中で町民であり議員であり、判断したったのではないかなど記憶しています。その辺をお酌みくださって今後先輩議員が申されているとおり、4者が協議して、さっきも側溝の件で言いましたが、それぞれ協議して落としどころを、要は町がよくなれば、そしてみんながよくなれば全てがいいということにはいかないんだと思いますが、協議して少しでもよくなるようによろしくお願いします。すみません、終わります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 当局に1点だけ確認をさせてください。

今回のこの動議でなされたのは、当然的にその条例がある中で予算が計上されたという部分で出されたわけです。何故、これだけ議論になることが予想されたはずなのに、条例の改正案をどうして上程できなかったのか。そこだけ確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。演台でお願いいたします。資料があるんですか。資料をもって演台でお願いいたします。

○企画財政課長（藤原 淳君） これまで民宿あかぶ、はまゆりの復元に関して、総合政策課のときから携わってまいりました。町長が先ほどまで答弁されているとおり、平成27年度の事業見直しで、このはまゆり復元に関することについては事業見直しで縮減ということでC判定という町のほうで判定したものでございます。総合政策課の時代にその判定を受けて、その取扱いのほう、方針等を進めてまいりました。当然その復元というのはやはりなかなか難しいということに鑑みまして、条例のこともありますので条例の改正を視野にということで、はまゆり保存会の皆様方とも事情等をお話しして条例改正したいので御理解願いたいということで、平成30年度から何度かお話し等させていただいておりましたけれども、理解には至っていないということで、今回の補償費の提案までに条例改正のほうに間に合わなかったと、スケジュール感で言えばそういうことでございます。私どもとすれば、あくまでもやはり条例改正を先にやって、その後に解体と、解体補償費のほうの提案という形を視野に入れて進めてまいりましたけれども、残念ながら基金のほうの条例改正のほうに合意形成が図られていないということもありません。解体補償費が先行したというような状況でございます。

したがって、今後も条例改正に向けて、NPO法人の皆様をはじめ関係者の方々と条例改正については、御理解を賜うよう話し合いを続けていく所存でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私もちょうと今、先輩議員のいろいろな質疑を聞いていまして、自治体を縛る条例、あとはもう一つは個人の財産権というそういう中で、これを決めなきゃならないという一議員として本当に苦しい思いをしています。中で、私は条例というのはさっき金崎議員もおっしゃいました、国においては法律に匹敵すると思います。ですからその法律を制定するというのは、条例を1本通すというのは大変な努力が必要ですし、いろんな方々の思いを込めなきゃなりません。

その中で、町長が住民に向けたいろいろな協議をなされてきたということ、それから企画財政課長が理解を得られなかったということを答弁されました。その理解を得られなかったというのは、具体的にどういうことだったんでしょうか。

○議長（小松則明君） 白澤議員、修正案に対する質疑なんですけども、ちょっとかけ離れたその……質問の内容を少し変えていただけませんか。

○2番（臼澤良一君） 質疑応答で言い尽くされたことですが、私が思うには条例をつくるというのは、要するに法律をつくるということでその中でいろいろな思いがあって、本来は私は先ほど企画財政課長がおっしゃったように条例を修正して、予算案を計上するというのが私は一つのセオリーだと思っています。ですから、これは本日本予算が計上されていますので、これから関係者と協議するときには条例を制定した原点に立ち返って話し合いを継続していただければ、そういう思いで手を挙げました。以上です、すみません。

○議長（小松則明君） 当局分かりますか。条例のほうが先じゃないかという話ですけども、さっき企画財政課長に対しての答弁のまた繰り返したと思いますけれども、それに至った……質問なので、繰り返しになると思いますけれども答弁願います。なぜ予算のほうが最初になったかという。分かりますか。（「守議員の質問と同じ」の声あり）いや、一応質問で受けたから。企画財政課長。（「さっきと同じになるけど」の声あり）これは仕方ないです。

○企画財政課長（藤原 淳君） 答弁のほうは同様となりますけれども、私どもとすればですね、事業見直しを受けてやはり町の方針が決まったものですから、その方針に従って、その条例のほうでは復元ということになってはおりますけれども、それを縮小することになったものですから、復元に代わる方法で伝承事業を進めていきたいといった内容で条例改正の同意を得たいと思って理解を賜ってまいりましたが、今回の9月議会までには同意を得ることができなかったという次第でございます。したがって、解体補償費の計上のほうが先になってしまったというような状況でございます。したがって、今後もNPO法人さん等との話し合いについては引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入る前に暫時休憩いたします。

休 憩

午後2時58分

○

再 開

午後3時06分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

これより討論に入ります。まず町の原案賛成者の方の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案及び修正案の反対者の方の発言を許します。（「なし」の声あり）

最後に、修正案賛成者の方の発言を許します。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第70号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることを採決いたします。

まず、本県に対する阿部俊作君外2名から提出された修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第71号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第71号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第71号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免措置に伴う補正及び前年度繰越金の計上が主な内容であります。

第1表歳入歳出補正。歳入。1款1項国民健康保険税補正額2,332万円の減は、新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税減免措置に伴う減額であります。

4款国庫支出金2項国庫支出金補正額1,639万2,000円の増。

5款県支出金2項県補助金補正額1,249万6,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税減免措置への財政支援であります。

9 款 1 項繰越金補正額1,605万9,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。2 款保険給付費 1 項療養諸費補正額1,325万1,000円の増は、一般被保険者療養給付費の決算見込みに伴う増額であります。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金補正額437万6,000円の増は、新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税減免措置に伴う増額であります。

以上、令和 2 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,762万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を16億7,919万3,000円とする補正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。（「進行」の声あり）

6 ページ、歳出。一括します。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号令和 2 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 2 0 議案第 7 2 号 令和 2 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第72号令和 2 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） それでは、議案第72号令和 2 年度大槌町介護保険特別会計補



正予算（第1号）を定めることについて御説明いたします。

今回の補正予算は主に前年度の事業精査による国、県、支払基金への返戻金が発生することによる増額等でございます。

議案書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算書につきまして、順に款項目及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

歳入。3款国庫支出金2項国庫補助金補正額1万8,000円の減は、現年度分地域支援事業交付金の減によるものでございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金補正額104万4,000円の増は、過年度分介護給付費交付金及び現年度分地域支援事業費支援交付金の増によるものであります。

5款県支出金3項県補助金補正額2万5,000円の減は、現年度分地域支援事業交付金の減によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金補正額1万3,000円の増は、現年度分地域支援事業繰入金等の増によるものであります。同じく、2項基金繰入金補正額534万9,000円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減によるものであります。

8款繰越金1項繰越金補正額4,436万4,000円の増は、前年度の事業精査によるものであります。

2ページ目をお開き願います。

歳出。4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費補正額24万6,000円の増は、人件費の増及び庁用器具費によるものであります。同じく3項包括的支援事業任意事業費補正額28万7,000円の減は、人件費の減額によるものであります。

5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費補正額3万8,000円の増は、人件費の増によるものであります。

6款基金積立金1項基金積立金補正額2,331万3,000円の増は、前年度の事業精査による介護給付費準備基金への積立金であります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金558万4,000円の増は、前年度の事業精査による国、県及び支払基金への返還金であります。同じく、3項操出金1,113万5,000円の増は、一般会計への操出金によるものであります。

以上、令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,002万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を15

億7,064万4,000円とする補正であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。3款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。進行いたします。

5款県支出金3項県補助金。（「進行」の声あり）

6ページに入ります。

7款繰入金1項一般会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

8款繰越金1項繰越金。

歳入を終わります。

歳出に入ります。4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費。進行いたします。

3項包括的支援事業任意事業費。進行いたします。

5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費。進行いたします。

6款基金積立金1項基金積立金。進行いたします。

8ページに入ります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金。進行いたします。

3項繰出金。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第73号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第73号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第73号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額及び前年度の事務費等の精算に伴う補正であります。

第1表歳入歳出補正予算、歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料補正額436万3,000円の増は、保険料の決算見込みによる増額であります。

6款1項繰越金補正額98万9,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページをお開き願います。

歳出。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金補正額447万円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額であります。

3款諸支出金2項繰出金補正額88万2,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,088万8,000円とする補正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。（「なし」の声あり）進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第73号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第22 議案第74号 令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第74号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益補正予定額2,552万2,000円の増、第2項営業外収益補正予定額2,552万2,000円の増は、固定資産除却に伴う長期前受金戻入れの増額です。

支出。第1款水道事業費用補正予定額1,484万9,000円の増、第1項営業費用補正予定額1,484万9,000円の増は、主に固定資産除却による資産減耗費の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,927万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金7,387万6,000円及び過年度内部留保資金2,540万1,000円で補填するものとするに改める。

収入。第1款資本的収入補正予定額146万2,000円の増、2項補助金補正予定額146万2,000円の増は旧簡易水道起債償還に伴う一般会計繰入金の増額です。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費4,380万5,000円を3,902万4,000円に改める。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける額3,874万4,000円を3,818万8,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

令和2年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、5ページ、6ページ全

部です。進行いたします。

令和2年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。7ページ、8ページ。進行いたします。

9ページに入ります。令和2年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

負債の部、11ページ上段まで。資本の部。進行いたします。

12ページに入ります。収益的収入及び支出、収入1款水道事業収益2項営業外収益。進行いたします。

支出。1款水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

14ページ、資本的収入及び支出、収入1款資本的収入2項補助金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第74号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第75号 令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）

を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第75号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

また、予算第3条の本文を収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、第1款公共下水道事業費用のうち営業費用中雨水処理の工事請負費750万円の財源に充てるため、企業債750万円を借り入れる。また、営業費用中資産減耗費の工事請負費1億円の財源に充てるため、企業債800万円を借り入れる。また、第2款漁業集落排水事業費用のうち、営業費用中総掛費の委託料1,100万円の財源に充てるため、企業債600万円を借り入れる。また、営業費用中資産減耗費の工事請負費1,760万円の財源に充てるため、企業債130万円を借り入れるに改める。

収入。第1款公共下水道事業収益補正予定額1億184万1,000円の増、第1項営業収益補正予定額485万4,000円の増は、雨水処理に係る一般会計からの負担金の増です。第2項営業外収益補正予定額9,698万6,000円の増は、財源及び科目調整に伴う国庫補助金及び他会計負担金の増額です。第3項特別利益補正予定額1,000円の増は、過年度損益修正益を目に追加したものであります。

第2款漁業集落排水事業収益補正予定額741万3,000円の増、第1項営業収益補正予定額416万7,000円の減は、雨水処理に係る一般会計からの負担金の減額です。第2項営業外収益補正予定額1,157万9,000円の増は、財源及び科目調整に伴う国庫補助金及び他会計負担金の増額です。第3項特別利益補正予定額1,000円の増は、過年度損益修正益を目に追加したものであるものです。

支出。第1款公共下水道事業費用補正予定額514万7,000円の減、1項営業費用補正予定額481万9,000円の減は、人事異動に伴う人件費の減額と減価償却費の減額であります。第2項営業外費用補正予定額17万円の増は、支払利息及び印紙代の増額であります。第3項特別損失補正予定額49万8,000円の減は、人事異動による賞与引当金厚生福利費引当金の減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用補正予定額3,325万円の減、第1項営業費用補正予定額3,325万円の減は、人事異動に伴う人件費の減額と減価償却費の減額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,814万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,595万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,218万9,000円で補填するものとするに改める。

収入。第1款公共下水道事業資本的収入補正予定額9,495万1,000円の減、第1項企業債補正予定額650万円の減は、建設改良費等の財源調整に伴う減額です。第2項補助金補正予定額1億1,603万円の減は建設改良費等の財源に伴う減額です。第4項負担金補

正予定額2,757万9,000円の増は、財源及び科目調整に伴う他会計負担金の増額です。第2項漁業集落排水事業資本的収入補正予定額932万5,000円の減、第1項企業債補正予定額400万円の増は、建設改良費等の財源調整に伴う減額です。第2項補助金補正予定額1,342万5,000円の減は、東日本大震災復興交付金の減額です。第5項負担金補正予定額10万円の増は財源及び科目調整に伴う他会計負担金の増額です。

第1款公共下水道事業資本的支出補正予定額895万円の増、第1項建設改良費補正予定額895万円の増は、雨水対策整備工事に係る工事請負費の増額です。

第2款漁業集落排水事業資本的支出補正予定額200万円の増、第1項建設改良費補正予定額200万円の増は、浪板地区汚水マンホールポンプ移設工事に伴う工事請負費の増額です。

第4条、予算第4条中、未収金及び未払金の額はそれぞれ1,210万5,000円及び1億5,366万5,000円を、未収金及び未払金の金額はそれぞれ1億4,843万7,000円及び1億4,195万3,000円に改める。

第5条、予算第6条に定めた企業債について次のとおり改める。起債の目的、下水道事業債公共下水道事業補正前の限度額1億5,740万円、補正後1億6,640万円、下水道事業債漁業集落排水事業補正前の限度額3,300万円、補正後4,430万円。記載の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同額です。

第6条、予算第8条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり改める。予算第9条に定める経費以外の同一管内の間の流用。

第7条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費2,602万円を2,040万円に改める。

第8条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額3億1,340万9,000円を6,007万2,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第5条企業債。進行いたします。

7ページをお開きください。令和2年度大槌町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、7ページ全部。

8ページに入ります。令和2年度大槌町下水道事業予定損益計算書、8ページ、9ペ

ージ。進行いたします。

10ページ、令和2年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。

11ページ上段まで。負債の部。

12ページ、資本の部。進行いたします。

13ページ、令和2年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。

14ページ、上段まで。負債の部。進行いたします。

15ページ、資本の部。

17ページ、収益的収入及び支出。1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

3項特別利益。進行いたします。

18ページ、2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

3項特別利益。進行いたします。

支出に入ります。

1款公共下水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

2項営業外費用。進行いたします。

20ページに入ります。3項特別損失。進行いたします。

2款漁業集落排水事業費用1項営業費用。進行いたします。

21ページ、資本的収入及び支出、収入、1款公共下水道事業資本的収入1項企業債。

進行いたします。

2項補助金。進行いたします。

4項負担金。進行いたします。

22ページ、2款漁業集落排水事業資本的収入1項企業債。進行いたします。

2項補助金。進行いたします。

5項負担金。進行いたします。

23ページ、支出に入ります。

1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費。進行いたします。

2款漁業集落排水事業資本的支出1項建設改良費。

質疑を終結いたします。



討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第75号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 認定第1号 令和元年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第2号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第3号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第4号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第5号 令和元年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第6号 令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第7号 令和元年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第24、認定第1号令和元年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第30、認定第7号令和元年度大槌町水道事業会計決算の認定まで、決算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算7件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第5条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算7件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後3時46分